

# 杉並区立学校の開放に関する規則

昭和五十年三月三十一日

教委規則第一号

改正 昭和五三年 四月 一日教委規則第 八号  
昭和五四年 六月二八日教委規則第一二号  
昭和五七年一〇月二七日教委規則第二三号  
昭和五八年 八月二七日教委規則第 九号  
昭和六一年 三月三十一日教委規則第一〇号  
昭和六二年 三月二八日教委規則第一〇号  
平成 二年 三月三十一日教委規則第 五号

(目的)

**第一条** この規則は、杉並区立学校(以下「学校」という。)の施設を、学校教育に支障のない範囲で、青少年の健全な育成、地域住民の文化の向上、スポーツの振興及び老人の憩いの場として開放するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

**第二条** 学校開放は、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理して行う。

2 学校施設の開放を行う学校(以下「開放校」という。)の校長は、杉並区立学校の管理運営に関する規則(昭和五十三年九月杉並区教育委員会規則第十四号)第五条第一項第一号の規定にかかわらず、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(指導員)

**第三条** 開放校に学校開放指導員(以下「指導員」という。)を置く。ただし、団体に開放する場合は、原則として指導員を置かないものとする。

2 指導員は、教育委員会が委嘱する。

3 指導員は、教育委員会の指示に従い、学校開放に伴う利用者の指導、危険防止及び連絡事務に従事する。

(運営委員会)

**第四条** 学校開放の円滑な運営を図るため、開放校に学校開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、委員は開放校の校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

2 運営委員会の構成、運営その他必要な事項は、杉並区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める。

(開放の種類、日時等)

**第五条** 学校開放の種類、利用者、施設、日時等について、必要な事項は教育長が定める。

(利用者の責務)

**第六条** 利用者(団体を含む。以下同じ。)は、この規則及び教育長が別に定める事項を遵守しなければならない。

(利用の禁止等)

**第七条** 教育委員会は、前条の規定に違反した利用者に対し、利用の禁止又は制限をすること

ができる。

(賠償責任)

**第八条** 利用者は、故意又は過失により施設・設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

**第九条** 学校開放中の事故の責任は、施設・設備等、管理上欠陥がある場合を除き、原則として利用者が負うものとする。

(学校開放事業の運営委託)

**第十条** 学校開放事業の運営は、公共的団体等に委託することができる。

(委任)

**第十一条** この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

**附 則**(昭和五三年四月一日教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和五四年六月二八日教委規則第一二号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都杉並区立学校の施設等使用料条例施行規則(昭和三十九年六月杉並区教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

**附 則**(昭和五七年一〇月二七日教委規則第二三号)

この規則は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

**附 則**(昭和五八年八月二七日教委規則第九号)

この規則は、昭和五十八年十月一日から施行する。

**附 則**(昭和六一年三月三十一日教委規則第一〇号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附 則**(昭和六二年三月二八日教委規則第一〇号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附 則**(平成二年三月三十一日教委規則第五号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。